

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年4月14日開催（主要行等との意見交換会）]

1. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 足元の中東情勢の不確実性を背景に、地政学リスクが一段と高まっている。
- 各金融機関においては、直接の取引先にとどまらず、取引先が関係するサプライチェーン全体に対する影響についてもよく注視していただきたい。
- また、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026年3月27日、官民金融機関及び関係省庁を集めた意見交換会を緊急開催し、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等を働きかけるとともに、金融担当大臣をはじめ、関係大臣連名による緊急要請を発出した。
- 各金融機関においては、本意見交換会及び要請文の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくよう、改めてお願いしたい。

2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する要請について

- 2026年3月、足元の情勢等を踏まえ、価格転嫁・取引適正化の促進に向けた以下の要請を発出しており、いずれの趣旨・内容についてもその周知及び徹底をお願いしたい。
 - ・ 「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」（2026年3月18日付）
 - ・ 「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」（2026年3月27日付）

3. 住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について

- 2026年3月31日、各業界団体に対し、住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について、要請文を発出した。
- 具体的には、昨今の金利・住宅価格の上昇等を背景に、政府として、住宅ローン利用者の金利リスクの普及啓発に取り組むことに加えて、住宅ローンの非対面手続の拡大など、住宅ローンを取り巻く環境の変化を踏まえて、

- ・ 住宅ローン利用者に対する説明体制の自己点検及び必要に応じた見直し
- ・ 住宅ローン利用者の実態や理解度に応じた金利リスクに関する説明の実施とその高度化に向けた工夫（その時点の経済情勢において合理的と考えられる金利変動を前提とした返済負担額のシミュレーション結果の提示など）の検討・実施
- ・ 住宅ローン既契約者に対する情報提供の充実や住宅ローン利用者からの照会・相談に対する丁寧かつ適切な対応

などを要請している。

- 各金融機関においては、要請内容を踏まえ、住宅ローン利用者に対する説明等に関して、主体的・積極的な取組をお願いしたい。

4. 手形・小切手機能の全面電子化について

- 手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である 2027 年 3 月末まで残り 1 年を切った。2026 年 3 月末に全国銀行協会（全銀協）が公表した調査報告書によれば、2025 年の手形・小切手の交換枚数は約 1,400 万枚であり、一定の成果は見られるものの、目標値だった年間約 1,000 万枚からは乖離している。さらに、全銀協の調査報告書では、一部の金融機関が既に設定している最終振出期限の前後に、利用者からの問合せが集中する可能性が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、各金融機関においては、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応をより一層推進するとともに、利用者の混乱が生じないように、最終振出期限前から余裕を持って、体制整備や移行推進等、必要な取組の強化をお願いしたい。
- 本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要である。金融庁も、例えば、全銀協による広報ポスターやセミナーの後援、金融庁ウェブサイトにおける公表等を実施してきた。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促してまいりたい。

5. スタートアップ向けの支援の状況について

- 各銀行においては、スタートアップ向けの支援の状況の調査に御協力いただいた。本調査では、各銀行において、引き続き積極的な支援を行っている

ことが確認できた。

○ 具体的には、各銀行において、審査態勢やノウハウ等の向上に努めていただいており、例えば、

- ・ 専担の審査部署を設置し、審査時においては、資金繰りだけでなく定性面を重視しているほか、スタートアップ特有の評価シート・チェックリストの作成事例や、通常融資と異なる形で期中管理・資料徴求を行っている事例
- ・ 他部署やグループ内の他業態との人事ローテーションのほか、積極的な外部人材登用等により人材育成・確保している事例

など、各銀行の実態やスタートアップの特性等を踏まえ、各銀行で創意工夫して対応・検討している状況が見受けられた。

○ 各銀行からは、スタートアップからの資金需要は旺盛との回答が多く寄せられているところ、引き続き、スタートアップに寄り添ったきめ細やかな支援をお願いしたい。

6. 超高齢社会に対応した親族間での信託の活用について

○ 我が国においては高齢化の進展とともに認知症等となる高齢者は増加し、今後も増加が見込まれている中で、認知症等の人の日常生活及び社会生活をどのように支えるかが重要な社会課題となっている。

○ こうした中、2025年5月の「規制改革推進に関する答申」において、親族間での信託の活用による柔軟な財産管理を推進するため、金融機関において信託口座の開設を円滑に行うことができるよう、金融庁は、国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットも活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知すること、とされた。

○ 2026年3月、法務省が、新たに信託制度の活用方法を解説したパンフレットを作成・公表した。各金融機関においては、本制度の趣旨及び内容の理解のため、当該パンフレットを活用いただきたい。

(参考) 信託制度のパンフレットの公表について (法務省)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00386.html

7. 2026年2月13日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2026年2月11日から13日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
 - ・ イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施
- これを受け、2026年4月13日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和8年2月13日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を发出した。
- 同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

8. 事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行に向けて

- 2026年5月25日の法施行に向けて、今事務年度は、金融機関の現場担当者とともに実務的な議論を計11回重ねるなど、現場の担当者に腹落ちいただけるよう、取組を進めてきた。
- その議論の成果については、2026年4月10日にパブリックコメントに付した「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考

え方(案)」と、3月に、全銀協から回付された「企業価値担保権の活用に向けたポイント」という形でとりまとめた。

- 企業価値担保権の御活用を考えている金融機関においては、ぜひ御参照いただきたい。

9. 生成AIを活用した金融機関のDX化に向けた実証研究事業について

- 2026年4月から、金融機関による生成AIの利活用に関する実証研究事業を開始しており、一般社団法人金融データ利活用推進協会(FDUA)を本事業の委託事業者として選定した。
- 本事業では、金融機関による対顧客向けサービス等のユースケースを創出するとともに、法規制やコンプライアンス等の観点からユースケースの評価・改善を行い、これらのプロセスを通じて得られた知見をガイドラインとして取りまとめて情報提供することで、金融機関全体における高度な生成AIの実装・横展開を目指している。
- 金融庁としては、金融機関がその規模に関わらず、生成AIを活用することで生産性を向上させ、顧客に対する金融仲介機能の一層の発揮、ひいては地域企業・地域経済の活性化に繋げていきたい。
- 本事業は、コンペティション方式によってAIモデルの開発を行うことを予定しており、事業に参加を希望する全ての金融機関がAIモデルの開発に取り組む機会を設ける。詳細は今後FDUAより公表される予定であるが、本事業に参加いただくに当たっては、経営陣を含め、組織として生成AIをどのように利活用していくか議論いただくことが重要である。各金融機関の本事業への積極的な参加を期待している。

10. マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策に係る最近の動向について

- マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

<有効性検証の事例集更新について>

- 金融機関が変化するマネー・ローンダリング等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施にあたり参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を2025年3月に公表した。

- 公表から約1年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026年3月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。
- 金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

<預金取扱金融機関間の不正利用口座情報共有枠組みの創設に伴う制度改正等について>

- 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の施策の1つとして、「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設」が盛り込まれているところ、本枠組みの実現に向け、官民が連携して取り組むことが重要である。
- 国としても取組を支援するため、令和7年度補正予算において措置された「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」において、システム構築費用に係る補助対象事業者を2026年3月に決定した。
- くわえて、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定の措置等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則及び監督指針の改正案に係るパブリックコメントを開始（2026年3月27日～同年4月27日）したので、内容を御確認いただきたい。

<マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの改訂及びFAQの公表について>

- マネー・ローンダリング等対策について、これまで、金融機関においては、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインで対応が求められている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、マネー・ローンダリング等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。
- 今般、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化やFATF第5次審査のメソロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン及びFAQを2026年3月に改訂し、公表した。
- 金融機関においては、改訂後のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与

対策に関するガイドライン及びFAQも踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

＜口座不正利用対策強化に係る要請文のフォローアップ結果について＞

- 2025年9月に要請した口座不正利用対策強化に係る要請文への各金融機関の対応状況を確認するため、11月から12月にかけて、2回目のフォローアップアンケートを実施した。
- 対応状況を集計・分析した結果は、2026年4月以降、金融機関向けに説明会を順次実施するほか、6月を目途に概要を公表予定である。
- 2025年1月の前回アンケートと比べ、口座売買等の違法性の周知や口座不正利用の態様分析等は進展が見られた一方、オンライン取引のアクセス環境に着目した不審取引の検知や検知した不正取引に対する適時の保留・制限等システム対応を要する項目の進展は限定的となっている。
- フォローアップは今後も継続的に実施していく予定であり、システム開発等、一定の時間を要する対応事項もあることから、各金融機関においては計画的に対策を講じ、口座の不正利用対策の一層の強化に取り組んでいただきたい。

11. サイバーセキュリティに関する取組について

＜耐量子計算機暗号（PQC）移行に係る実証実験の実施について＞

- PQC移行は、将来にわたり金融業界のビジネスを維持していくために不可欠な取組である。このため、金融庁においては、金融機関による円滑な移行を支援する目的で、PQC移行に係る実証実験を実施する。
- 具体的には、①金融庁の委託事業者による一部金融機関へのクリプトインベントリ構築支援、②実証実験で得られた知見を纏めたレポート・手引書の金融業界全体への展開等を行う予定である。
- ①については様々な協会を通じて実証実験の参加希望に関するアンケートを発出したところ、多数の金融機関から前向きな回答をいただいた。今後、対象となる金融機関に対し、順次声かけを行う予定であるため引き続きの御協力をお願いしたい。

（参考1）耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）とは、将来、量子コンピュー

タが実現・普及した場合に、現在広く利用されている暗号技術が解読されるリスクが高まることを踏まえ、量子コンピュータが実用化された場合でも解読ができないと考えられる暗号技術を指す。

(参考2) クリプトインベントリとは、情報システム内で、どこに、どの暗号を利用しているかを一覧化した資料であり、PQC 移行に取り組むにあたり最初に着手すべき重要な作業。

＜金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書の公表について＞

- 2026年4月3日に「金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書」を公表した。重要性が高まっているサードパーティのサイバーセキュリティリスク管理について、米国・EU・英国の大手銀行及び大手保険会社における管理手法等を調査したものである。
- 各金融機関においては、本報告書等を参考に、サードパーティに係るリスク管理の高度化に取り組んでいただきたい。

(参考) サードパーティとは、自組織がサービスを提供するために、業務上の関係や契約等を有する他の組織をいう(例：システム子会社やベンダー等の外部委託先、クラウド等のサービス提供事業者、資金移動業者等の業務提携先、API 連携先)。

12. 金融リテラシー調査の結果公表について

- 金融経済教育推進機構(J-FLEC)は2026年3月27日に金融リテラシー調査(2025年)の結果を公表した。
- 金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査(2022年)の7.1%から、8.7%に増加した。
- 正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。
- 2028年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を20%まで引き上げるといふ政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる金融経済教育の推進が必要である。引き続きの御協力をお願いしたい。

13. 安定的な資産形成に向けた対応について

- 中東情勢における不確実性を背景に、金融市場のボラティリティが高まっている。

- 金融市場が大きく変動する中においても、顧客である個人投資家が長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、安心して資産形成に取り組むことができるよう、投資判断に必要な情報を適時に伝えるなど、顧客の不安を解消するような丁寧かつ積極的な情報発信をお願いしたい。
- また、顧客からの照会や相談があった場合には丁寧な対応をお願いしたい。

14. 金融機関による J-FLEC 講師派遣活用事例集の公表について

- J-FLEC は、2026 年 3 月に金融機関による J-FLEC 講師派遣の活用事例集を公表した。

(以 上)